

福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年5月31日)

〔件 名〕

- 1 鳥取県における今夏の省エネ・節電の取組について (環境立県推進課) . . . 1
- 2 「中海・宍道湖一斉清掃」の実施について (水・大気環境課) . . . 2
- 3 県内の機密文書の再資源化の状況について (循環型社会推進課) . . . 3
- 4 淀江産業廃棄物最終処分場整備に係る最近の動向について (循環型社会推進課) . . . 4
- 5 布勢総合運動公園におけるバリアフリー化工事の完成について (緑豊かな自然課) . . . 5
- 6 鳥取県における交通安全条例の制定に向けた検討について (くらしの安心推進課) . . . 7
- 7 平成27年度消費生活相談の概要について (消費生活センター) . . . 9
- 8 「とっとり消費者大学」の取組について (消費生活センター) . . . 10
- 9 県営住宅北野団地の火災への対応について (住まいまちづくり課) . . . 11
- 10 県営住宅の水道料金徴収業務の負担軽減について (住まいまちづくり課) . . . 13
- 11 魅力あふれる中山間地域・まちなかづくりチーム 第1回会議の開催結果について (住まいまちづくり課) . . . 15
- 12 鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士の認定要件の緩和について (住まいまちづくり課) . . . 16
- 13 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について (住まいまちづくり課) . . . 18

生活環境部

鳥取県における今夏の省エネ・節電の取組について

平成28年5月31日
環境立県推進課

1 電力需給対策の状況

- ① 昨夏、中国電力管内では家庭等での節電の取組が定着してきたことなどにより、最大電力発生日（8月6日）においても、供給予備率11.1%を確保した。
- ② 今夏の中国電力管内の電力需給見通しにおいて、平成22年度猛暑並み気温を想定した場合でも中国電力の供給予備率は13.0%が見込まれており、電力の安定供給は確保できる見込みである。
- ③ 全国的にも電力の安定供給が確保できる見通しであることから、政府は5月13日の電力需給に関する検討会合で、東日本大震災後実施してきた家庭や企業への節電協力要請を見送ることとした。

2 今年度の県の取組方針

- ① 電力の安定的確保は見込まれているが、本県では「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」で国を上回る温室効果ガス削減目標（2030年に2013年比27%削減）を掲げていること、火力発電所のトラブル等による需給ひっ迫の可能性もあることから、今夏も県民・事業者等へ無理のない範囲での継続的な節電対策を呼びかける。
- ② 県職員はクールビズや省エネ活動を実践するとともに、県庁舎は節電の目標を平成22年度対比15%以上（昨年度までは22年度対比10%以上）とし、率先して節電に取り組む。

3. 今夏の県の取組内容

<県民への啓発>

- ① 日本パラ陸上競技選手権大会併設あいサポートフェスタでのゴーヤ苗配布
「ゴーヤの苗」を配布し、グリーンカーテンを推奨するとともに、節電メニューの啓発チラシを配布、節電対策を呼びかけた。
- ② ライトダウンの取組
夏至から七夕の間に、駅前で施設や家庭の消灯を呼びかける「ライトダウンイベント」を実施し、県民・企業に対して省エネ活動推進をPRする。
（内容）温暖化防止について楽しく学べるシールアンケート（新）、温暖化防止メッセージを盛込んだ演奏会、クールビズ等夏の服装提案や省エネ商品PR、EV・PHV等を利用した灯りで会場演出、キャンドルグラスの製作・点灯（新）
- ③ クールビズ商品の周知及び省エネ活動の啓発（新）
ライトダウンイベントで紹介した商品や家庭でできる省エネ活動を広く周知する。
- ④ 節電キャンペーン
夏季の電気使用量を削減した家庭に抽選で景品を進呈する「おうちで節電がんばろうキャンペーン」を実施し、県民に対して節電活動を啓発する。
- ⑤ 家庭の省エネ診断
光熱費などの情報を基に「家庭の省エネ診断」を実施し、効果的な温暖化対策を提案する。
- ⑥ 幼稚園等への研修及び小学校への出前教室の開催
幼稚園等の園児に向けた「エコ劇場」による研修や、環境に配慮した活動に関する「エコ活ノート」を教材にした小学校での出前授業を実施する。
- ⑦ クールシェアの推奨
関西広域連合が行う「みんなでおでかけクールシェア」に賛同する店舗を幅広く紹介する。

<クールビズ開始>

【5月1日～10月31日の取組】「ハートホット・クールビズ2016」

職員が施策をPRするTシャツやポロシャツを着用。

【6月1日～9月30日の取組】

「夏季特例勤務」の積極的な活用を推奨し、エネルギーの利用を分散、削減。

<県庁舎の節電対策>【H22年度対比15%以上の節電目標】（総務課所管）

- ① 冷房温度の適正化（設定28℃）、不要な照明の消灯や間引き点灯を行う。
- ② 時間外の5分間一斉消灯
- ③ ライトダウンキャンペーンに合わせた消灯

「中海・宍道湖一斉清掃」の実施について

平成28年5月31日
水・大気環境課

6月12日(日)に中海・宍道湖一斉清掃を実施するので報告する。

中海・宍道湖のラムサール条約湿地登録(平成17年11月)を契機に平成18年度から毎年6月(環境月間)に条約の趣旨である「環境保全」と「賢明利用(ワイズユース)」の取組を推進するため、鳥取・島根両県連携事業として、一斉清掃を実施しており、今年度で11回目の実施となる。



※今年度は「賢明利用(ワイズユース)」のさらなる推進を図るため、中海SUPフェスティバル(8月)、日本国際湿地保全連合などと連携した全国規模のラムサールシンポジウム(8月)、中海バイク&ラン(10月)を実施予定である。

1 概要

(1) 一斉清掃の場所及び実施時間

	市町村	主な場所、時間
中海	米子市	湊山公園親水護岸等(8:30~9:45) ※開始式会場
	境港市	西工業団地(8:30~10:00)
	安来市	十神山公園、安来港及び湖岸等(8:00~10:00)
宍道湖	松江市	意東海岸、大海崎堤防周辺、本庄水辺の楽校周辺(7:30~8:30) 千鳥南公園、白濁公園・岸公園及び夕日スポット湖畔周辺、宍道支所区域(7:30~8:30)、 玉湯支所区域(6:00~7:00)
	出雲市	湖遊館、島村町・出島町・園町・鹿園寺町・小境町・美野町の湖畔(8:00~9:00)、 宍道湖西岸なぎさ公園、斐川なぎさ公園、新建川周辺(7:00~8:00)

(2) 一斉清掃開始式(沿岸4市で持回り実施)

時間	午前8時30分から午前9時45分まで(清掃作業を含む)
場所	湊山公園(米子市)
出席者(予定)	鳥取県知事、島根県知事、米子市長、国土交通省出雲河川事務所長、地元住民 ほか
内容	①主催者あいさつ(鳥取県知事、島根県知事 ほか) ②来賓等の紹介 ③清掃活動

2 主催

鳥取県、島根県、米子市、境港市、安来市、松江市、出雲市
国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所、中海・宍道湖・大山圏域市長会、宍道湖水環境改善協議会

3 協賛

農林水産省中国四国農政局、中海漁業協同組合、宍道湖漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合境港支所、米子市漁業協同組合

4 参考資料/直近3年度の実績

年度	開始式会場	参加者(全体)	ゴミの量(全体)
25	島田干拓地(安来市)	7,696人	13.07トン
26	境港西工業団地(境港市)	7,544人	14.07トン
27	本庄水辺の楽校(松江市)	8,050人	15.11トン

県内の機密文書の再資源化の状況について

平成28年5月31日
循環型社会推進課

[3/17 常任委員会で後ほど整理して報告するとした内容]

○ 機密文書のリサイクルの状況及びリサイクルを進める上での対応策

1 県内の処理状況

- ・機密文書を製紙原料として直接受け入れしている県内事業所は1社（三洋製紙（株）（鳥取市））のみ。県内120社程度が利用。（持込型で料金は無料）
- ・古紙回収業者は、秘密漏洩のリスクや保秘にかかるコスト負担等を理由にリサイクル業者への運搬をほとんど行っていない。
- ・近県では、島根や岡山に収集運搬・処理を一括して行う事業者が数社あり、県内事業者の利用は130社程度。
- ・上記のほか大手運送業者が提供する機密文書運搬サービスがあるが、利用実態は不明。
- ・市町村の焼却施設への聞き取りでは、紙ごみの搬入が多数行われており、機密文書も多数含まれているものと推測される。

※「古紙再生促進センター」のサンプリング調査（全国推計）では、下表のリサイクル率となっており、機密文書は雑誌等と比べて低いが、機密文書の受入先が少ない本県ではさらに低いと推測される。（「古紙再生促進センター」は、製紙メーカー等で構成する古紙再生の業界団体。）

	排出量	リサイクル量	リサイクル率
機密文書	598千トン	455千トン	76.0%
シュレッダー紙（※）	580千トン	361千トン	62.2%
雑誌	510千トン	485千トン	95.0%
段ボール	4,989千トン	4,928千トン	98.8%

※シュレッダー紙：自社で機密文書をシュレッダーしたもの

2 機密文書リサイクル促進に向けた今後の取組

- (1) 機密文書を取り扱う処理事業者の保秘の取組を県内事業者を紹介し、焼却処理に代わるリサイクルの選択肢を提示して利用拡大を図る。

〔処理事業者の保秘の取組例〕

- ・三洋製紙では、排出者自らの直接搬入及び溶解釜の投入口への投入の徹底等を実施している（他者の目に触れることなく処理可能）。
- ・近県の処理事業者では、セキュリティシステムを備えた専用コンテナでの運搬や専用施設での処理、個人情報保護方針の制定等を実施している。

- (2) リサイクルより市町村の焼却施設の処理の方が割安でリサイクルの阻害要因となっていること等の観点から、市町村に対して問題提起を行う。

※他県の市町村では、事業系の紙類のうちリサイクル可能な紙類は、市町村の焼却施設で受入制限しているところもある。

(参考)

○ 機密文書とは

特定の個人が識別できる個人情報、その内容が他に漏れると経営に重大な支障が生じる社外秘文書、法律で守秘義務が課せられている情報が記載されている文書等で、文書の所有者が機密文書に該当すると判断したもの。（「リサイクル対応型機密文書処理ガイドライン」（（公財）古紙再生促進センター）より）

○ 機密文書の処理に関する規制等

処理の受託者に法的義務は発生しない。（処理委託者と受託者の間での処理契約に基づくもの。）

なお、古紙再生工場の自主基準として、「古紙再生促進センター」が処理委託契約書例や処理工程で必要なセキュリティ対策等をまとめた機密文書処理ガイドラインを制定。

淀江産業廃棄物最終処分場整備に係る最近の動向について

平成28年5月31日
循環型社会推進課

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」)は、現在、センターとしての事業計画作成作業を行っているところであり、その検討状況を報告する。

1 別案に係る生活環境影響調査について

- ・本年4月12日に行われた専門家検討会及び県の指導を踏まえ、別案に係る生活環境影響調査(追加の現地調査(騒音・振動)を含む。)を実施した。

<生活環境調査の概要>

生活環境影響調査項目		調査方法	予測手法
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じん ・二酸化窒素、浮遊粒子状物質* ※専門家検討会を踏まえた追加調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の既存資料及び過年度の現地調査結果を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じん ⇒粉じん防止対策の内容等を勘案して定性的に予測 ・二酸化窒素、浮遊粒子状物質 ⇒シミュレーションにより定量的に予測
騒音振動	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音レベル ・振動レベル 	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度の現地調査結果を整理 ・追加調査として北側敷地境界と近隣民家付近の2地点で現地調査を実施 ⇒4月25～26日に現地調査実施済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・理論式により定量的に予測
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・特定悪臭物質濃度又は臭気指数(臭気濃度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度の現地調査結果を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止対策の内容等を勘案して定性的に予測
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・BOD、COD、SS、全窒素、全りん、ダイオキシン類 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の既存資料及び過年度の現地調査結果を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・BOD、COD、SS、全窒素、全りん ⇒完全混合式により定量的に予測 ・その他の項目 ⇒水質保全対策の内容等を勘案して定性的に予測
地下水	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の流れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の既存資料及び過年度の現地調査結果を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性及び事業計画との重ね合わせにより定性的に予測

2 事業計画の決定等について

センターは、今年度に入ってから関係自治会への情報連絡等に努めるとともに、上記1の結果も含め、別案を作成しているところである。

センターは、近く別案を作成後、関係自治会にご理解をいただけるようその概要等を事前に説明し、その中での意見を踏まえてなるべく早期にセンターとしての事業計画を決定したうえで、所定の手続きを進めていく予定である。

布勢総合運動公園におけるバリアフリー化工事の完成について

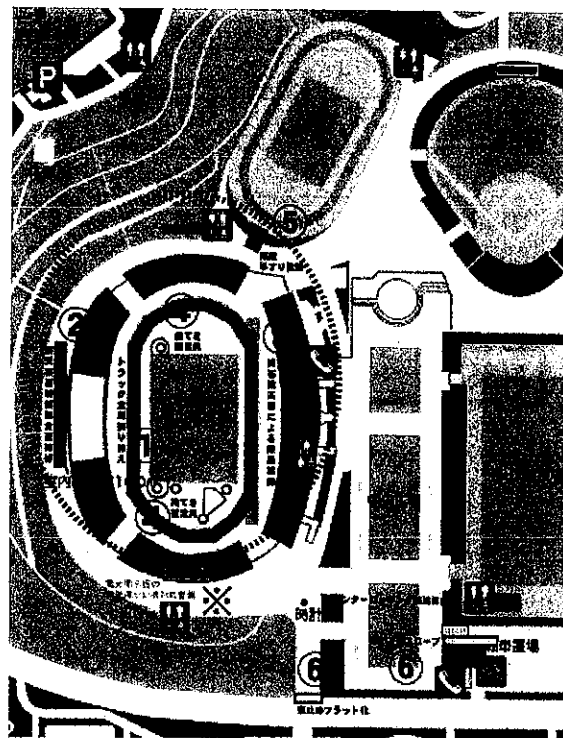
平成28年5月31日
緑豊かな自然課

県立布勢総合運動公園陸上競技場において、障がい者を有する競技者等に配慮したバリアフリー対策を実施するとともに、劣化が著しい陸上競技場トラックの舗装についても全面張り替えを行うなど、障がい者スポーツの受入れ体制等を整えるための環境整備が完了したので報告する。

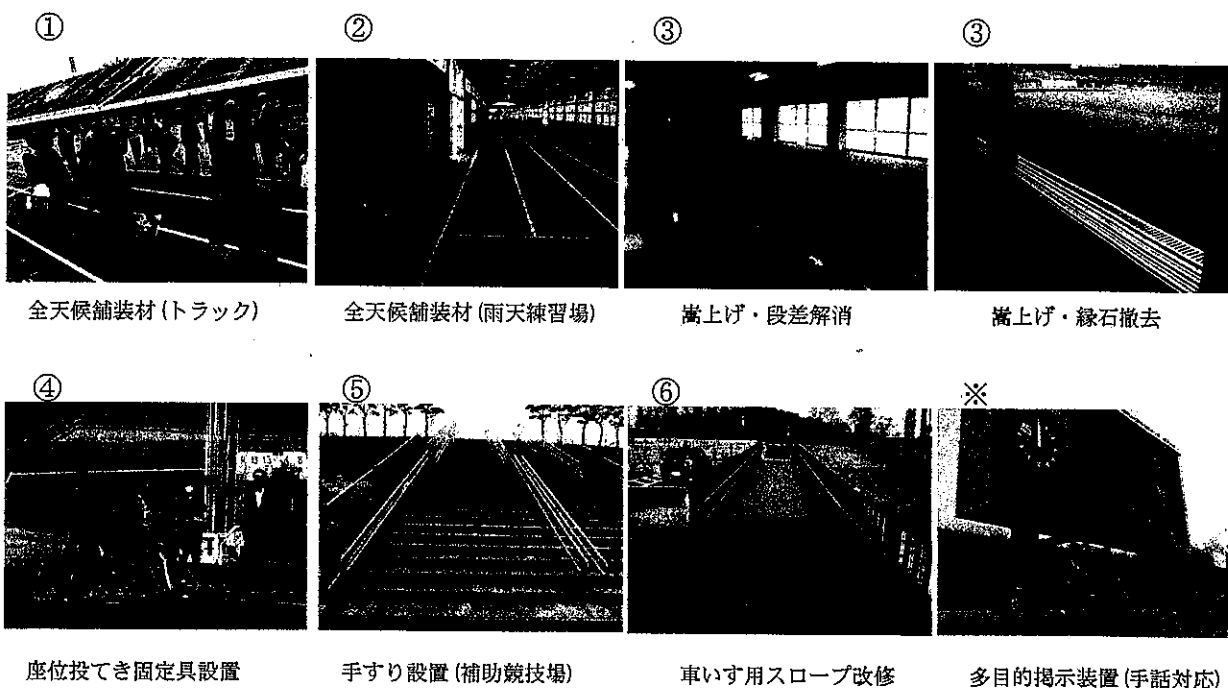
なお、平成28年4月30日、5月1日に開催された「第27回日本パラ陸上競技選手権大会」では、約5,000人もの観客が訪れるとともに、世界新を含む好記録が相次ぎ、大会主催者及び競技者、その関係者から高い評価を得られた。

1 改修概要

箇所	項目
①	陸上競技場トラック全天候舗装張替 (競技用走路400mトラック9レーン)
②	雨天練習場(陸上競技場併設)全天候舗装張替 *劣化損傷が著しく、競技者から強い要望あり
③	陸上競技場トラック外通路における段差補修 (縁石撤去、スタンド下通路・室内招集室など)
④	座位(車いす)投てき用固定具の設置 (投てきサークル計5箇所、常設は国内初)
⑤	陸上競技場屋外既設階段への手すり設置 (補助競技場、段差明示など)
⑥	公園内における園路等段差補修 (車止めフラット化・車いす用スロープ改修等)



※ 日本財団との共同プロジェクトとして、手話・字幕等対応の多目的掲示装置の改修を、施設の指定管理者である鳥取県体育協会が実施



2 陸上競技場の国際陸連 CLASS-2 (クラス 2) 認証

陸上競技場の改修に伴い、国際陸上競技連盟（略称：IAAF）が認証する国際規格 CLASS-2 への申請を行ったところ、平成 28 年 4 月 28 日付けで認証された。これにより、今後は IAAF が公認する国際大会の開催が可能になるなど、布勢総合運動公園の機能強化に繋がられることとなった。

なお、CLASS-2 及びその上のグレードである CLASS-1 を含め、IAAF の認証を受けた競技場は中国地方で初めてとなる。

<参考：国際陸連クラス 2 認証について>

国際陸上競技連盟（IAAF）公認の競技場は、屋内と屋外（CLASS-1 及び CLASS-2）の計 3 種類。屋外競技場は、オリンピックや世界選手権など IAAF 主催・管轄大会に必要な CLASS-1 認証と、国際招待大会に必須の CLASS-2 認証がある。

今回、布勢陸上競技場がクラス 2 認証を取得したことにより、第 27 回日本パラ陸上競技選手権大会で達成された世界新記録が競技後速やかに公認されている。

[日本国内の CLASS-1、CLASS-2 認証競技場の状況]

地域／区分	CLASS-1	CLASS-2
北海道	無し	1 (札幌市)
東北	無し	無し
関東	無し	4 (東京都、川崎市、埼玉県、横浜市)
中部	1 (新潟県)	3 (長野県、長野市、名古屋市)
近畿	1 (大阪市)	2 (神戸市、和歌山県)
中国	無し	1 (鳥取県) ← 今回認証取得、中国地方初
四国	無し	2 (高知県、愛媛県)
九州	無し	無し
日本全国	2	13

※ (かっこ) は施設の設置主体

3 第 27 回日本パラ陸上競技選手権大会の概要

- ・開催日：開会式 平成 28 年 4 月 29 日、競技日程 平成 28 年 4 月 30 日、5 月 1 日
- ・主催：一般社団法人日本パラ陸上競技連盟
- ・実施種目：100m、200m、400m、800m、1500m、5000m、10000m、走幅跳、走高跳、三段跳、円盤投、こん棒投、砲丸投、やり投、など
- ・参加者：選手 205 名、スタッフ約 450 名（役員・競技員、補助員、その他）
- ・観戦者：約 5,000 人（2 日間）
- ・競技記録：世界新 1、アジア新 3、日本新 23、大会新 41

T42 走幅跳：山本 篤（スズキ浜松 AC）	世界記録、アジア記録
T44 100m：高桑 早生（エイベックス）	アジア記録
T44 走幅跳：中西 麻耶（大分身障陸協）	アジア記録
F55 砲丸投：森 卓也（鳥取パラ陸協）	日本記録
T33 800m：安野 祐平（鳥取パラ陸協）	日本記録 ほか

鳥取県における交通安全条例の制定に向けた検討について

平成 28 年 5 月 31 日
くらしの安心推進課

県民を挙げて交通安全確保に向けた取組を進める機運の醸成を図るとともに、地域の絆を活かして交通安全対策を強化するため、次のとおり交通安全条例の制定に向けて検討している。

今後、議会、県民の意見を踏まえ、制定に向けた作業を進めていきたい。

1 条例制定の背景

- 公共交通網が十分でない本県においては、自動車は日常生活に欠かせないものであり、その経済的・文化的恩恵は非常に大きい。一方、交通安全対策の推進により、交通事故件数、負傷者数は減少傾向にあるものの、交通事故死者に占める高齢者の割合が高く、また、高齢者が加害者となる交通事故の割合も増加傾向にある。
- 本県は、障がいの有無に関わらず誰もが共に安心して暮らせる共生社会の実現を目指して「みんなが支え合う社会づくり」、「みんなが活躍できる社会づくり」の取組を進めており、障がい者への交通安全確保対策は喫緊の課題である。
- 自転車は二酸化炭素を排出しない、環境に優しく身近に利用できる乗り物であるが、加害・被害の両面から交通事故の当事者となりやすいなど自転車の交通安全確保の取組は今日的な課題である。
- 交通事故をなくし「日本一交通事故の少ない鳥取県」を目指すためには、県民一人ひとりが人命尊重を最優先にし、交通事故を起こさないという風土づくり・環境づくりが急務である。

2 条例骨子（案）

本県独自の「あいサポート運動」、「支え愛」、「子育て王国」の取組と連携して、地域の絆を活かし交通安全対策を強化するため、交通安全の確保に向けて特に配慮が必要となる障がい者・高齢者・子ども・自転車に係る配慮事項等を重点化して条例化することで、県民を挙げて交通安全確保に向けた取組を進める機運醸成を図り、もって共生社会とっりの実現を目指す。

(1) 条例の構成

- ア 前文
- イ 目的
- ウ 障がい者の交通安全
- エ 高齢者の交通安全
- オ 子どもの交通安全
- カ 自転車の交通安全
- キ その他（交通安全教育の推進、交通環境の整備、財政上の措置）

(2) 概要（※条例は罰則を設けない努力義務規程とする）

区分	条例内容
障がい者の交通安全	<配慮事項> ○県民及び事業者は交通事故を防止するため、障がい者が安全に道路を通行できるよう配慮する。
	<車両警告音装置の搭載・使用> ○貨物車両等の運転者及び事業者は、貨物車両等にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音声等を発する装置を搭載及び使用するよう努める。
	<障がいの特性等の普及啓発> ○県は、県民が障がいの特性を理解できるよう啓発を図るとともに、身体障害者標識の普及啓発及び同標識表示車への思いやり運転の啓発を図る。 ○県は、障がい者への手助け励行（「白杖 SOS シグナル」を含む）の啓発を図る。
高齢者の交通安全	<配慮事項> ○県民及び事業者は交通事故を防止するため、高齢者が安全に道路を通行できるよう配慮する。 ○県は、高齢者の見守り、助け合い活動の啓発を図る。
	<高齢運転者標識、高齢運転者への普及啓発> ○県は、高齢運転者標識の普及啓発及び同標識表示車への思いやり運転の啓発を図る。 ○県は、高齢運転者の交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能・認知機能低下に伴う危険性等について啓発（運転免許自主返納等）を図る。
	<反射材用品の使用励行等> ○高齢者は、夜間、道路を通行するときは、反射材用品の使用に努める。 ○高齢者は交通安全を確保するため、加齢に伴う身体機能・認知機能の把握に努めるとともに、自主的な交通安全実践活動の推進に努める。

子どもの交通安全	<p><配慮事項></p> <p>○県民及び事業者は交通事故を防止するため、子どもが安全に道路を通行できるよう配慮する。</p> <p>○県は子どもの交通安全を確保するため、見守り活動等の啓発を図る。(チャイルドシートの使用促進等)</p>
	<p><通学路等の安全確保></p> <p>○通学路等の管理者、保護者、地域住民等は、連携して通学路等における交通安全を確保するために必要な措置を講じるよう努める。</p>
自転車の交通安全	<p><配慮事項></p> <p>○県民及び事業者は交通事故を防止するため、自転車利用者が安全に道路を通行できるよう配慮する。</p> <p>○自転車利用者は自転車関係法令等を遵守するとともに、歩行者、自動車等の通行に十分配慮して自転車を利用する。</p>
	<p><安全利用等></p> <p>○県民及び事業者は自転車の安全適正利用に理解を深め、自転車関係法令の遵守、安全利用知識の習得等に努める。</p> <p>○県は自転車の安全適正利用を確保するため、安全適正利用等の啓発を図る。</p>
	<p><自転車損害賠償保険の加入等></p> <p>○自転車利用者は自転車損害賠償保険等への加入及び乗車用ヘルメットの着用等に努める。</p> <p>○県は自転車損害賠償保険等への加入及び乗車用ヘルメットの着用等の普及啓発を図る</p>
その他	<p><交通安全教育の推進></p> <p>○県は、県民の交通安全意識の高揚を図るため、市町村、関係機関・団体と連携して交通安全教育の推進を図る。</p> <p>○学校等の設置・管理者は、児童等の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が交通安全に関する活動に参加できるよう配慮する。</p> <p>○県民は交通安全を確保するため、家庭、学校、職場などのあらゆる機会を通じて知識習得の促進と自発的実践に努める。</p>
	<p><交通環境の整備></p> <p>○県及び道路管理者は、道路及び交通安全施設の整備等必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>○県は交通バリアフリー化の普及啓発に努める。(ノンステップバス・UDタクシーの普及、衝突被害軽減ブレーキ等搭載の先進安全自動車の啓発)</p>
	<p><財政上の措置></p> <p>○県は、交通安全に関する施策を推進し共生社会の実現を目指すため、必要な財政上の措置を講じるものとする。</p>

3 条例制定に関する主な意見 (H28. 5. 27 現在)

<p>【警告音発生装置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車はほとんど無音。警告音発生装置は是非付けるべき。
<p>【損害賠償保険、乗車用ヘルメット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動を行っていて一番気になるのが自転車。保護者へ働きかける意味合いからも自転車の損害賠償保険への加入と乗車用ヘルメット着用を義務づけるべき。
<p>【交通安全教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生など免許取得可能年齢到達者に対し、交通社会の一員として責任ある行動をとることができるよう交通安全教育を推進することも必要ではないか。 ・交通弱者を守ることは重要であるが、運転者自らの役割、自覚はどうか。「運転者は歩行者に配慮すべき」と記載してはどうか。 ・集落の力が弱くなり講習等の開催が困難な状況。地域や団体でしっかり講習等を行えるようにすべき。
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定にあたり交通安全の実効性の確保、財政的裏付けも必要。現在だけでなく将来に続く条例として自動運転など最新の事柄も記載してはどうか。 ・理念条例ではなく、実効性のある条例とし、県民挙げて交通安全確保の取組を進めていけるものとするべき。 ・(免許返納者等) 自動車を運転しない者に対して、2次交通の確保による交通網の整備に配慮してほしい。

4 制定に向けたスケジュール (案)

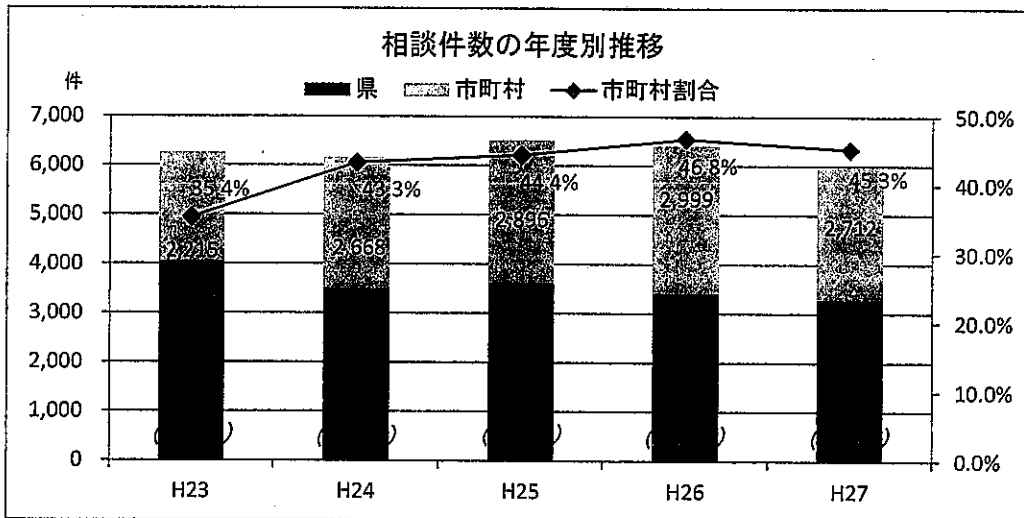
H28. 4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、警察、市町村等との協議・意見聴取、骨子(案)の作成 ・関係機関・団体との意見交換
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・条例骨子の常任委員会説明、条例(案)の策定
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施、鳥取県交通安全会議の審議
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・議会上程

平成27年度消費生活相談の概要について

平成28年5月31日
消費生活センター

1 概況

- 県の平成27年度相談件数は3,281件で、前年度比で3.87%（132件）減少した。
…H15年度(12,999件)をピークに減少し、H25年度に微増後、H26、27年度は再び減少した。
- 市町村窓口への相談件数は2,712件で、前年度比で9.57%（287件）減少した。
…相談件数はH26年度まで増加傾向にあったが、H27年度で減少した。
…市町村割合はH24年度以降43.3～46.8%で推移し、身近な相談窓口として定着化している。
- 放送・コンテンツ等の相談件数が増加し、すべての年代で相談内容の1位となった。
…H26年度は中年層(30歳代～50歳代)を中心に増加した「放送・コンテンツ等(アダルト、出会い系など)」の相談が、H27年度は高齢層(60歳代以上)を中心に増加した。



- 【県の相談内容上位3位】
- ①放送・コンテンツ等
〔アダルト、出会い系等〕
708件 (21.6%)
 - ②融資サービス
〔消費者金融等〕
242件 (7.4%)
 - ③商品一般
〔架空請求、不審電話等〕
173件 (5.3%)

2 県の年代別相談状況 …高齢層の相談件数及び割合が増加し、中年層が減少した。

区分	H27 (%)	H26 (%)	差引 (ポイント)
19歳以下	31 (0.9)	24 (0.7)	7 (0.2)
20歳代	166 (5.1)	168 (4.9)	△2 (0.2)
30歳代	408 (12.4)	460 (13.5)	△52 (△1.1)
40歳代	579 (17.7)	650 (19.0)	△71 (△1.3)
50歳代	591 (18.0)	678 (19.9)	△87 (△1.9)
60歳代	632 (19.3)	611 (17.9)	21 (1.4)
70歳以上	644 (19.6)	637 (18.7)	7 (0.9)
不明	230 (7.0)	185 (5.4)	45 (1.6)
計	3,281 (100.0)	3,413 (100.0)	△132 (0.0)

- 《主な要因》
- 高齢層を中心に「放送・コンテンツ等」(アダルト、出会い系など)の相談が増加 (H26) 673件→(H27) 708件
 - 高齢層を中心に「商品一般」(身に覚えのない料金の請求(架空請求)、不審電話など)の相談が増加 (H26) 140件→(H27) 173件
 - 中年層を中心に「融資サービス」(消費者金融など)の相談が減少 (H26) 281件→(H27) 242件

3 今後の取組

消費者被害を未然に防止するため、平成28年3月に策定した鳥取県消費者教育推進計画の重点項目に沿って、市町村や関係機関等と連携しながら消費者教育及び啓発活動をさらに充実する。

- (1) 消費者の消費生活に関する知識・情報を習得できる機会の拡充のため、消費生活センターが中心となり関係機関・団体と連携しながら、「とっとり消費者大学」による講座を実施する。
- (2) 学校現場での消費者教育を推進するため、ワーキングチームを立ち上げ、教材開発等に取り組む。
- (3) 高齢者を中心とした特殊詐欺の被害を食い止めるため、地域ぐるみで被害防止に取り組むモデル地区を設定し、その取組の検証・普及を通じて、被害防止モデルの構築・発信を行う。
- (4) 地域の見守り関係者が一堂に会した研修を開催し、高齢者の見守りネットワークを強化する。

「とっとり消費者大学」の取組について

平成28年5月31日
消費生活センター

平成28年3月に策定した「鳥取県消費者教育推進計画」（平成28年度～平成30年度）の重点項目「消費生活センターを中心とした消費者教育の意義の普及」のため、金融、悪質商法対策、環境・社会・地域などを思いやる消費（エシカル消費）などの消費生活に関する知識を習得できる講座を関係機関・団体と連携しながら「とっとり消費者大学」として展開します。

1 講座の内容及び年間スケジュール

時期	内容等	講師	会場
5月23日(月)	第1回(悪質商法対策)	秋山学教授(神戸学院大学)	米子コンベンションセンター
6月16日(木)	第2回(悪質商法対策)	秋山学教授(神戸学院大学)	倉吉未来中心
7月7日(木)	第3回(金融:お金の教育)	文部科学省 消費者教育アドバイザー(予定)	とりぎん文化会館
8月22日(月)	第4回(消費活動:エシカル消費)	加渡いづみ准教授 (四国大学短期大学部)	米子コンベンションセンター
9月8日(木)	第5回(金融:金銭管理・トラブル)	日本貸金業協会講師(予定)	倉吉未来中心
11月4日(金)	第6回(消費活動:エシカル消費)	加渡いづみ准教授 (四国大学短期大学部)	倉吉未来中心
12月	第7回(悪質商法対策)	秋山学教授(神戸学院大学)	鳥取市内
2月	第8回(金融:消費者教育)	文部科学省 消費者教育アドバイザー(予定)	米子市内
3月10日(金)	第9回(消費活動:エシカル消費)	加渡いづみ准教授 (四国大学短期大学部)	とりぎん文化会館

※上記以外にも、今後実施予定の公立鳥取環境大学、国立米子工業高等専門学校との連携講座(くらしの経済・法律講座)なども、「とっとり消費者大学」として展開していくこととしています。

2 経緯

・「鳥取県消費者教育推進計画」（平成28年度～平成30年度）の策定にあたり、平成26年度に実施した「消費生活に関する県民意識調査」では、7割の県民が「消費者問題に関心がある」と回答する一方で「啓発講座に参加した」と回答した県民は約7%にとどまり、消費者教育の機会の提供やその周知が十分にできていない現状が分かった。

・消費者教育の範囲は広く、それらを総合的かつ一体的に推進していくためには、消費生活に関する情報が集まる消費生活センターがその中心的な役割を担い、情報提供や活動支援を行っていくことが必要であることから、「鳥取県消費者教育推進計画」に消費生活センターを中心とした「消費者教育」の意義の普及を重点項目として位置づけ取り組むもの。

(参考) 鳥取県消費者教育推進計画(抜粋)

2 計画期間中に重点的に取り組む内容

(1) 消費生活センターを中心とした「消費者教育」の意義の普及

■ 消費生活に関する様々な知識・情報を習得できる機会の拡充

- 金融、情報メディア、悪質商法対策、社会的価値を考えた消費活動など、消費生活に関する様々な知識を習得できる講座を消費生活センターが中心となり、関係機関・団体と連携しながら、消費者大学を開学します。

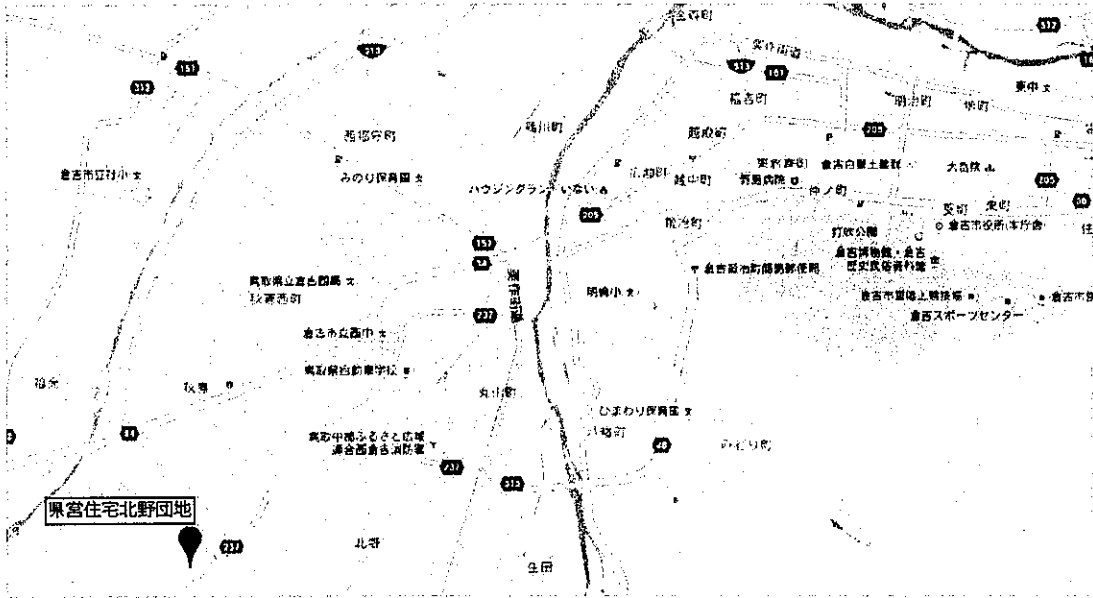
県営住宅北野団地の火災への対応について

平成28年5月31日
住まいまちづくり課

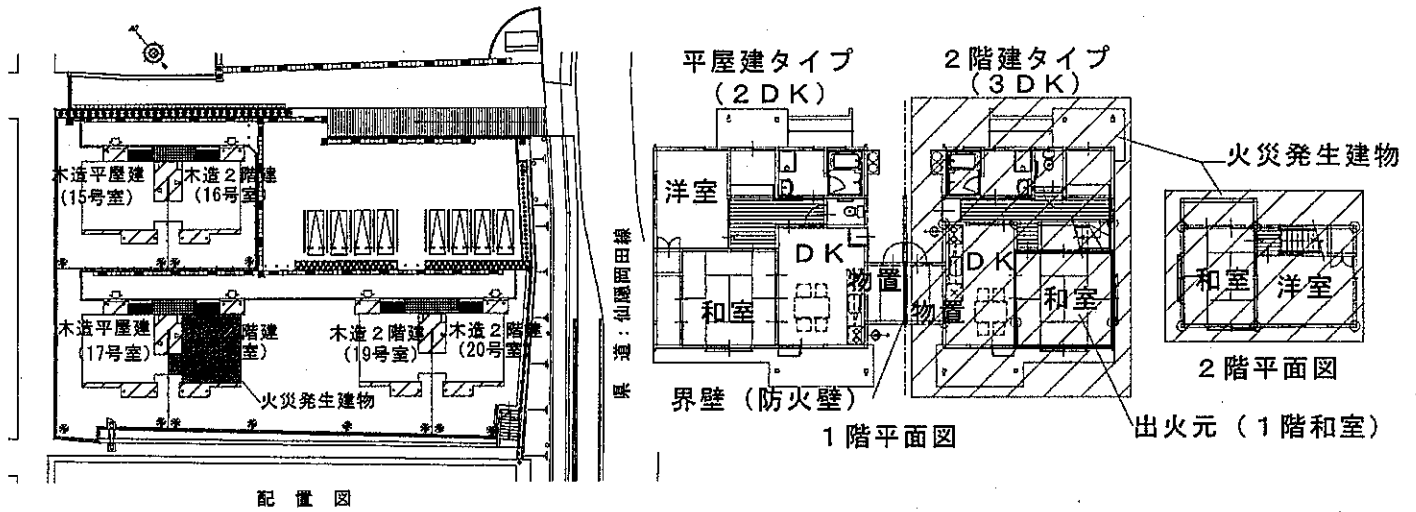
平成28年5月22日（日）夜に倉吉市北野 県営住宅北野団地で発生した建物火災の概要について、報告する。

- 1 発生日時 平成28年5月22日（日）22時24分覚知、同日23時29分鎮火
- 2 発生団地 倉吉市北野761番地24 県営住宅北野団地18号
（平成13年度建設、木造2階、長屋建て住宅（2階建と平屋の1棟2戸建））
【北野団地の概要】
 - ・平成12～14年度建設、長屋建て住宅5棟10戸（全戸入居）
 - ・倉吉市に管理代行委託
- 3 入居者数 2名（60歳代夫婦）
- 4 出火場所 現在調査中（1階和室8畳と推定）
- 5 出火原因 現在調査中
（通報内容）爆発音がして隣の家のリビングから火が見える。
※爆発音は、室内にあったスプレー缶等の爆発音と推定
- 6 被害状況
 - (1) 人的被害 入居者2名の死亡を確認
 - (2) 建物被害 焼損面積（消防からの報告）81.82㎡（実面積：74.46㎡）
建物全体が焼けており、屋根の一部が落ちていることから、修繕は不可能
- 7 当該住居の防火対策等
 - ・火災報知器の設置など法に定められた防火対策は実施。（消火器は面積要件により不要）
 - ・界壁（防火壁）も十分に機能し、隣家への延焼なし。
- 8 隣家（同じ棟の17号）への影響
 - ・住宅間の倉庫部分の雨樋の変形及び煤による汚れ・臭い等以外、特に被害なし。
 - ・入居者は、出火後、22日夜は近所の知人宅に宿泊
 - ・継続居住を希望。（仮住宅等へは移転しない。）
- 9 今後の対応
 - ・焼損部分については、早急に解体・撤去する。《保険適用》
 - ・建替の必要性については、倉吉市ほか関係機関と協議・調整を行う。
※市町村管理代行団地については市町村に移管する方針のため、倉吉市と協議を行うもの。
 - ・出火原因が判明次第、対策が必要な場合は、他の県営住宅も含めて対策を講じる。
 - ・他の県営住宅の入居者への注意喚起を行う。

【位置図】



【住宅見取図】



【火災住宅写真】



県営住宅の水道料金徴収業務の負担軽減について

平成28年5月31日
住まいまちづくり課

[4/21常任委員会でいただいた御意見]

- 県営住宅の水道料金計算・徴収業務をできる入居者が少なく、管理人の負担が大きい。
- 水道局で子メーターを検針して、料金徴収をしてもらうことができないのか。

[対応]

- ◎東部の県営住宅で水道料金徴収業務を既に外部委託している事例があることから、当該事例に係る情報提供を行うとともに、県営住宅の個別の事情に応じた相談対応などの支援を行う。

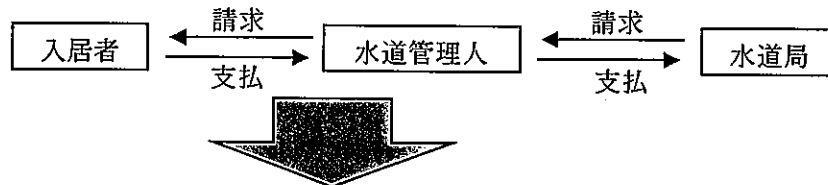
(管理人説明会等の機会を捉えて、各団地の意向確認を行う。)

- ※なお、鳥取市・倉吉市水道局に直接検針ができないかと働きかけたが、水道料金が上がるなどの理由により、現時点での実施は難しいとの回答であった。

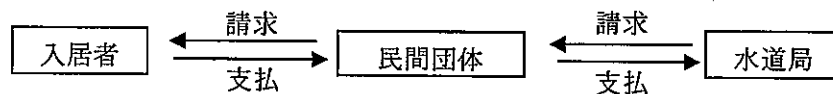
○水道料金徴収業務のイメージ図

(1) 東中部地区の場合

【現状】



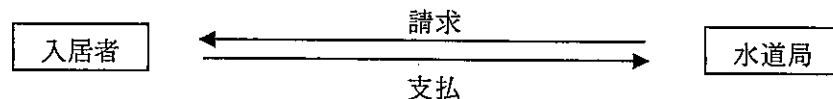
【事例】



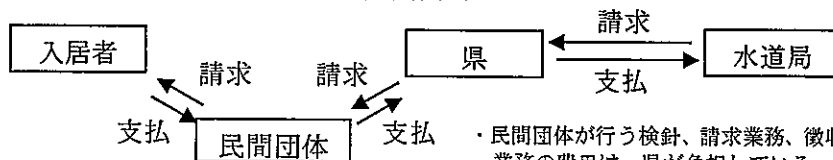
・民間団体への委託料は、入居者が負担している。

(2) 西部地区の場合

●直結式給水



●受水槽式給水（直結式給水の県営住宅との不平等解消措置）



・民間団体が行う検針、請求業務、徴収業務の費用は、県が負担している。

<西部地区の特殊性>

米子市水道局は、中高層の集合住宅において直結式給水方式が整備された場合、水道局が直接水道料金の戸別徴収を行っている。米子・境港の県営住宅では、現在、住戸改善工事に合わせ同給水方式への切り替えを順次行っているが、すべての県営住宅で切り替えが完了するまでの間、県営住宅間の不平等解消措置として暫定的に県が水道局と給水契約を結び、民間団体へ委託して水道料金の戸別徴収を行っている。

<西部地区の委託内容>

- ・委託料戸当たり単価：◎540円/戸×6回/年=3,240円/年・戸
- ・委託内容：検針、料金の請求及び徴収業務

【現状の県営住宅の水道料金徴収状況】

区分	鳥取市水道局		倉吉市水道局		米子市水道局 (境港市含む)	
	直結式※1	受水槽式※2	直結式	受水槽式	直結式	受水槽式
水道局の貸与 メーター (料金計算用)	親メーター	親メーター	導入予定なし	親メーター	各戸メーター (親メーターなし)	親メーター
水道局の料金 請求先	水道管理人※3	水道管理人		水道管理人	入居者個人	県
検針、集金、支 払い	水道管理人	水道管理人		水道管理人	水道局	民間団体 (民間→県へ支払 い)
水道管理人の 負担	あり (労力、滞納金)	あり (労力、滞納金)		あり (労力、滞納金)	なし (集合計算と各戸 計算の違いによ り、入居者の水 道料金が割高)	なし
滞納者があっ た場合の負担	水道管理人等 (自治会)	水道管理人等 (自治会)		水道管理人等 (自治会)	水道局 (給水停止措置)	県 (支払い催促は民 間団体)
直接検針制度	なし	なし		なし	あり	なし

※1 配水管の水圧で各戸に直接給水する方式

※2 受水槽や高架水槽に貯めてから各戸に給水する方式

※3 入居者を代表して水道局と給水契約を結んでいる者で、本来県が行う住宅等の管理業務を補佐する住宅管理人とは別の者であるが、多くの団地では兼任している。

【参考】住宅管理人の業務及び報酬

住宅管理人とは、県が入居者の中から任命し、本来県が行う住宅及び共同施設の管理業務を補佐してもらうものであり、その業務内容及び主な業務は以下のとおり。

【住宅管理人の主な業務】

団地を適切に管理運営するための

- ①修繕箇所・不正入居等の県への報告
- ②県からの文書等の配布・回収
- ③共用部分の電気・水道料金等の徴収及び支払

【住宅管理人報酬】

- ・住宅管理人数：234人
- ・住宅管理人設置団地数：98団地(3,878戸)
- ・基本額(中層耐火2,160円、木造・簡易耐火1,950円)＋住宅割(140円/戸)で算出

魅力あふれる中山間地域・まちなかづくりチーム 第1回会議の開催結果について

平成28年5月31日
とっとり暮らし支援課
住まいまちづくり課

鳥取県の中山間地域の振興と、まちなかの賑わいづくりを推進するため、部局横断的に検討する「魅力あふれる中山間地域・まちなかづくりチーム」を設け、第1回会議を開催した。

今後は、現地調査を実施するとともに、個別具体の取組を支援するためのワーキング会議を設けて、課題の整理や対策の検討を進める。

- 1 日 時 平成28年5月20日（金）午前10時から11時まで
- 2 場 所 県庁第4応接室
- 3 出席者 統轄監（チーム長）、関係部局（元気づくり総本部、危機管理局、地域振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部）、総合事務所

4 議 題

小さな拠点の取組を中心とした中山間地域の振興や空き家・空き店舗の利活用等によるまちなか賑わいづくりに係る現状と課題の情報共有及び取組の方向性について

5 概 要

(1) 中山間地域振興関係

- ・小さな拠点には道の駅を拠点としたものや、旧小学校を活用したものなど、様々なスタイルがあり、この取組を進めることで中山間対策となる。
- ・中山間地域の対策としてキーとなるのは健康づくりであり、「まちの保健室」の全県展開や江府町の「看護の宅配便」などの取組を進めたい。

(2) まちなか賑わいづくり関係

- ・学校法人による学生向けシェアハウス整備の動きや、商工会議所を中心としたゲストハウス設置の動きなど、空き家や空き店舗を利活用したシェアハウス等の整備に対する期待が大きい。
- ・シェアハウス等の成功事例を集約・発信するとともに、市町村と連携して活用可能な空き家を掘り起こすなど、シェアハウスの取組を拡大してはどうか。
- ・地域活性化策として、地区単位で空き家を活用する取組を検討する時期であり、モデルづくりを進めたい。

6 ワーキング会議の設置

<シェアハウスを活用した移住定住・まちなかの賑わいづくりワーキンググループ>

【設置目的】若者をターゲットとしたシェアハウスの取組は移住定住やまちなかの賑わいづくりに資する有効なツールであることから、シェアハウスの取組を推進し、移住定住やまちなかの賑わいづくりを進めるためのワーキンググループを設置する。（第1回：平成28年5月31日）

【メンバー】住まいまちづくり課、とっとり暮らし支援課、各総合事務所

【活動内容】市町村や民間関係団体（県建築士会、県宅建協会）等と連携し、具体的な取組への伴走支援を行うとともに、取組拡大に向けた課題整理・施策検討を行う。

（主な取組内容）

- ・成功事例の集約・発信、シェアハウスに適した空き家・空き店舗の集約・発信
- ・建築士・宅建業者等専門家による、所有者・事業者等関係者間のコーディネート
- ・地域主体による計画策定及び整備への支援 等

<シェアハウス>

- ・1つの住宅を複数人が共同で使用する利用形態。
- ・岩美町が移住者向けに整備し、平成28年3月に行われた内覧会では県内外から多数の方が来訪するなど、移住定住の促進やまちなかの賑わいづくりの手法として期待されている。
- ・空き家の利活用を促進するために平成28年4月から、規制緩和を実施した。
（既存の住宅をシェアハウスとして利活用する場合における建築基準法上の取扱について、一定の要件を満たす場合には「住宅」と取り扱うことができる。）

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士の認定要件の緩和について

平成28年5月31日

住まいまちづくり課

県内の判定士登録者数は平成11年の948人をピークに一時持ち直しかけたが、高齢による更新辞退(5年ごとの更新)や若い建築士の減少傾向もあり、概ね減少の方向にある。

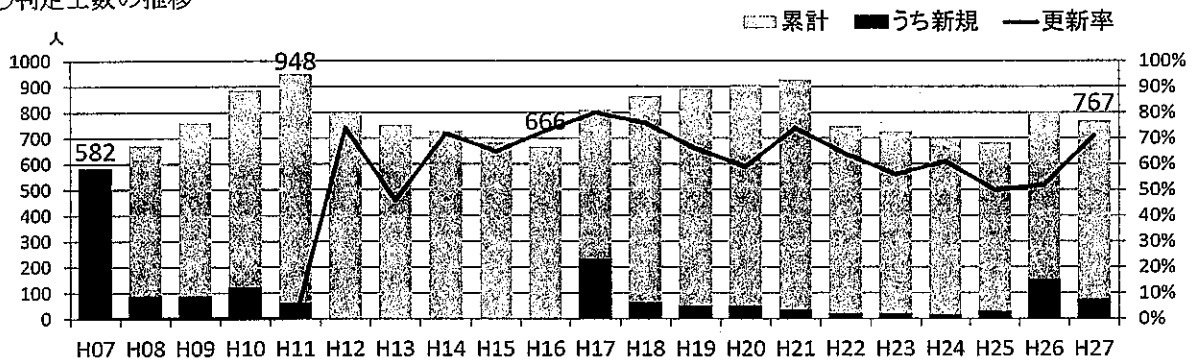
この度の熊本地震を契機に、目標人数確保のために判定士の認定要件を緩和することとしたので報告する。

1 現状

- ・ 県内判定士の目標人数1,100人に対して、現在の登録者数は772人。(約330人不足)
- ・ 平成26年度に認定要件を緩和し、従来の建築士に加え、建築施工管理技士の資格保有者を追加し、前年に比べて120人増加。
- ・ 平成27年度末の更新対象者数384人に対し、高齢等を理由に111人が更新を辞退。過去の未更新者の再登録、新規登録と併せてトータルでは35人の減少。

【判定士認定制度について】

- 各都道府県が独自に認定制度を作って運用しており、建築士資格保有者で判定士認定講習会を受講していることを要件としている例がほとんど。
- 本県における判定士の目標数は1,100人
 - ・ 県内で最も被害規模が大きい東部の鹿野・吉岡断層の被害想定から、最低限必要な判定士数を算定。⇒当初3日間での必要数を252人と想定
 - ・ ……中西部からの召集、召集率40%想定→県全体で1,100人確保が必要
 - ※鳥取県西部地震の際は登録者948人に対し、判定従事者は244人(召集率26%)
- 平成28年5月13日時点での登録数は772人(うち、行政判定士数93人)
- 認定要件：(1) 建築士、建築施工管理技士(平成26年度追加)、建築行政吏員等
(2) 県内に居住し、又は勤務する者
(3) 県が行う養成講習会を修了した者
- 有効期間：5年間
- 判定士数の推移



2 熊本地震をふまえた本県の課題

高齢に伴う体力低下等を理由に更新を辞退するケースが多くなる一方、少子化による建築士の新規登録者数も減る中で、今後も判定士登録者数の減少が予測される。

- ・ 熊本地震のように広範囲に大規模な地震が発生した際には県内の判定士が不足。
- ・ 判定活動は全国的な支援体制が確立されており他県への応援要請が可能であるが、被災直後の応援は望めないことから、被災直後3日間程度は県内の判定士のみでの対応が必要。

3 判定士認定要件の見直し(今年度認定者から適用)

阪神大震災以降、国・都道府県により全国被災建築物応急危険度判定協議会が組織され、判定士の相互応援態勢が確立されているが、被災当初は他県応援を多く見込めない。迅速な判定実施のためには県内判定士数の確保が必要であり、あらためて以下のとおり認定要件の緩和見直しを行い、判定士の増員を図る。

また、引き続き、判定士養成講習会の案内等周知を十分に行い、新規登録者の確保に努める。

【見直し案】

- ① 建築士事務所や建設業者に従事し、建築に関して2年以上の実務経験を有する者を要件に追加。
 - ・ 判定活動は2人1組で実施するものであり、建築士等資格保有者と組み合わせで運用する。
 - ・ 毎年開催している解体予定建物を活用した実地訓練への参加を促し、技能を深めてもらう。
- ② 5年ごとの更新の際に求めている更新申請書の提出をやめ、辞退が無い限り自動更新とする。
 - ・ 手続を面倒に感じて申請しない者もいるため、事務負担の軽減を図る。
 - ・ これまでどおり更新時期の通知を送付し、更新を望まない場合には辞退届を提出するよう案内する。

※上記見直し案については、判定士召集に係る協定を結んでいる(一社)鳥取県建築士会も了解済。

1. 目的

大地震により被災した建築物が、余震などにより倒壊、または、外壁及び窓ガラスの落下などにより生じる二次災害を未然に防止し、建築物を利用する居住者などの安全を確保することを目的に、必要な知識及び経験を有する者として知事が認定し、登録した判定士が原則ボランティアとして実施する。

※地震による建物被害の証明である「り災証明」(全壊・半壊等)の調査とは異なる。

2. 応急危険度判定士の登録制度について(現行制度)

・平成7年の阪神大震災で、先行して制度化していた神奈川県、静岡県の支援で応急危険度判定が実施されて以降、全都道府県で登録制度がつくられている。

・本県では平成7年度から「判定活動」を行う建築士等の専門家のうち、養成講習会を受講し認定申請のあった方を「鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士(判定士)」として認定し、登録証を発行。

※判定士の有効期限

登録日から5年間後の年度末日までとし、その後の更新申請により認定し、登録証の再交付

※判定士の登録要件(以下の3点をすべて満たす必要あり)

(1) 建築士法の「建築士」、又は建設業法の「建築施工管理技士」であること

(2) 鳥取県内に居住、または、勤務していること

(3) 判定士の養成を目的とした講習会を修了していること

・平成27年末現在の判定士登録者数 767人(うち、県職員54人、その他行政職員39人)

・鳥取県では新規認定者のための養成講習会を毎年開催すると共に、解体予定の建物を使った実地訓練も毎年開催している。

3. 判定活動の概要

・通常2名1組で連続3日活動を標準とし、概ね1週間程度で全ての判定を行う事が理想とされている。

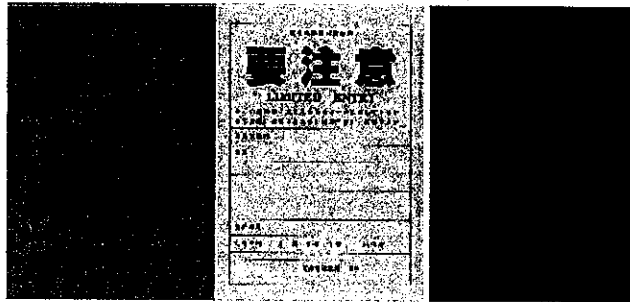
・調査の結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見易い場所に表示し、居住しておられる方はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建物の危険性について情報提供する。

【判定区分】

○調査済：この建物は使用可能です。

○要注意：この建物に立ち入る場合は十分注意してください。

○危険：この建物に入ることは危険です。



4. 県内判定士の判定活動実績等

平成12年鳥取県西部地震の際には県内判定士延べ300人以上が活動し、他県の地震の際にも応援派遣した実績がある。

【県内判定士の活動実績】

平成7年	兵庫県南部地震	明石市、神戸市西部に県・市職員30名派遣
平成12年	鳥取県西部地震	延べ300人以上が活動(行政、民間共同)
平成16年	新潟県中越地震	新潟県庁に1名派遣(体制整備応援)
平成19年	新潟県中越沖地震	新潟県柏崎市に県職員8名派遣
平成25年	淡路島地震	淡路市に県職員4名派遣
平成28年	熊本地震	県・市職員各2班4名で5次派遣まで実施し、計20名を派遣 5次では(一社)鳥取県建築士会の協力で民間判定士7名も派遣

5. 通常の県外派遣体制

・国土交通省、都道府県等で構成する「被災建築物全国応急危険度判定協議会」を通じて派遣要請がされることとなっている。

(連絡ルート) 被災ブロック幹事県→国土交通省→中国ブロック幹事県(広島県)→鳥取県

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成28年5月31日
住まいまちづくり課

変更契約 主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅永江団地第七期住戸改善工 事(52-4棟)(建築)	米子市永江	株式会社金田工務店 代表取締役 金田 勝	(当初契約額)	平成27年7月29日	(当初契約年月日)	
				225,720,000円	～平成28年6月10日	平成27年7月28日	
				(変更契約額)	(変更なし)	(変更契約日)	(第1回変更)
				233,324,280円		平成28年1月26日	
				(変更契約額)	(変更なし)	(変更契約日)	(第2回変更)
				233,697,960円		平成28年5月17日	